



越谷市

災害時に自力で避難することが難しい方へ 避難行動要支援者支援制度 登録のご案内

～はじめに～

この制度は、災害時に自力で避難することが難しく、避難支援を希望する方が、個人情報取扱いに同意をした内容について、事前に登録の申請をしていただき、その情報をあらかじめ制度に賛同していただいた自治会などの避難支援者へ提供するものです。

この制度をきっかけに、自分の身は自分で守る「自助」について、今一度考えていただき、情報提供を受けた避難支援者や関係機関とともに、助け合いの体制整備「共助」を進め、安心して暮らせるまちづくり・地域づくりを目指します。



越谷市避難行動要支援者支援制度のご案内

1. 越谷市避難行動要支援者支援制度とは？

近年、災害が頻発化・激甚化する中で、発災直後は市や消防などの行政機関が十分機能しないことが想定されます。いざという時、いち早く要配慮者の避難支援活動が展開できるよう、市では、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域の皆さんの共助による支援を実施する際の指針として、「避難行動要支援者支援制度」を策定し、対象となる要支援者への避難支援を進めています。

2. 制度の対象者は？

市内在住者で以下のいずれかに該当する方

- ①要介護認定区分3・4・5の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
- ③療育手帳④・Aの交付を受けている方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ⑤難病患者のうち筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者
- ⑥小児慢性特定疾病児童のうち人工呼吸器装着者
- ⑦その他市長が支援の必要性を認める方

※ 長期の入所・入院等をしている方は対象外



3. 要支援者の登録の流れは？

制度への登録希望者は、市役所、各地区センター、各老人福祉センターに設置する登録申請書を市に提出してください。

市は、その登録申請書をもとに避難行動要支援者名簿を作成し、本制度にご賛同いただいた地域の自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者に名簿を提供します。それを受け、避難支援者が要支援者の自宅を訪問し、申請内容や個別避難計画に必要な情報を確認し、個別避難計画を更新します。

更新された個別避難計画は定期的に見直し、要支援者本人、避難支援者、市などで共有し、発災時に備えます。



越谷市避難行動要支援者支援制度のご案内

4. 登録内容は？

主な登録内容は、氏名、住所、生年月日、電話番号、所属自治会名、緊急連絡先、予定する避難先のほか、避難支援にあらかじめ同意をいただける場合には避難支援者が登録されます。

個人情報のため申請者本人の同意を得られた範囲での登録となります。

5. 個人情報の同意について

支援を受けるためには、必要な個人情報を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの避難支援者、越谷警察署、越谷市社会福祉協議会、地域包括支援センター及び要支援者に関係する福祉専門職が属する機関及び越谷市に提供することについて、同意していただく必要があります。

6. 避難支援者の役割とは？

自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア団体など、個人・法人に関わらずこの制度に賛同いただいた地域の皆さんを「避難支援者」と言います。

避難支援者の役割は、市や関係機関と協力して制度について周知を行い、災害が発生又は発生する恐れのある場合に、避難支援者ご自身や、家族の安全を確保した後、避難が必要な要支援者の避難支援を行います。

この制度は避難支援者に義務や責任を課すものではなく、できる範囲で避難支援にご協力いただく「共助」の制度になります。



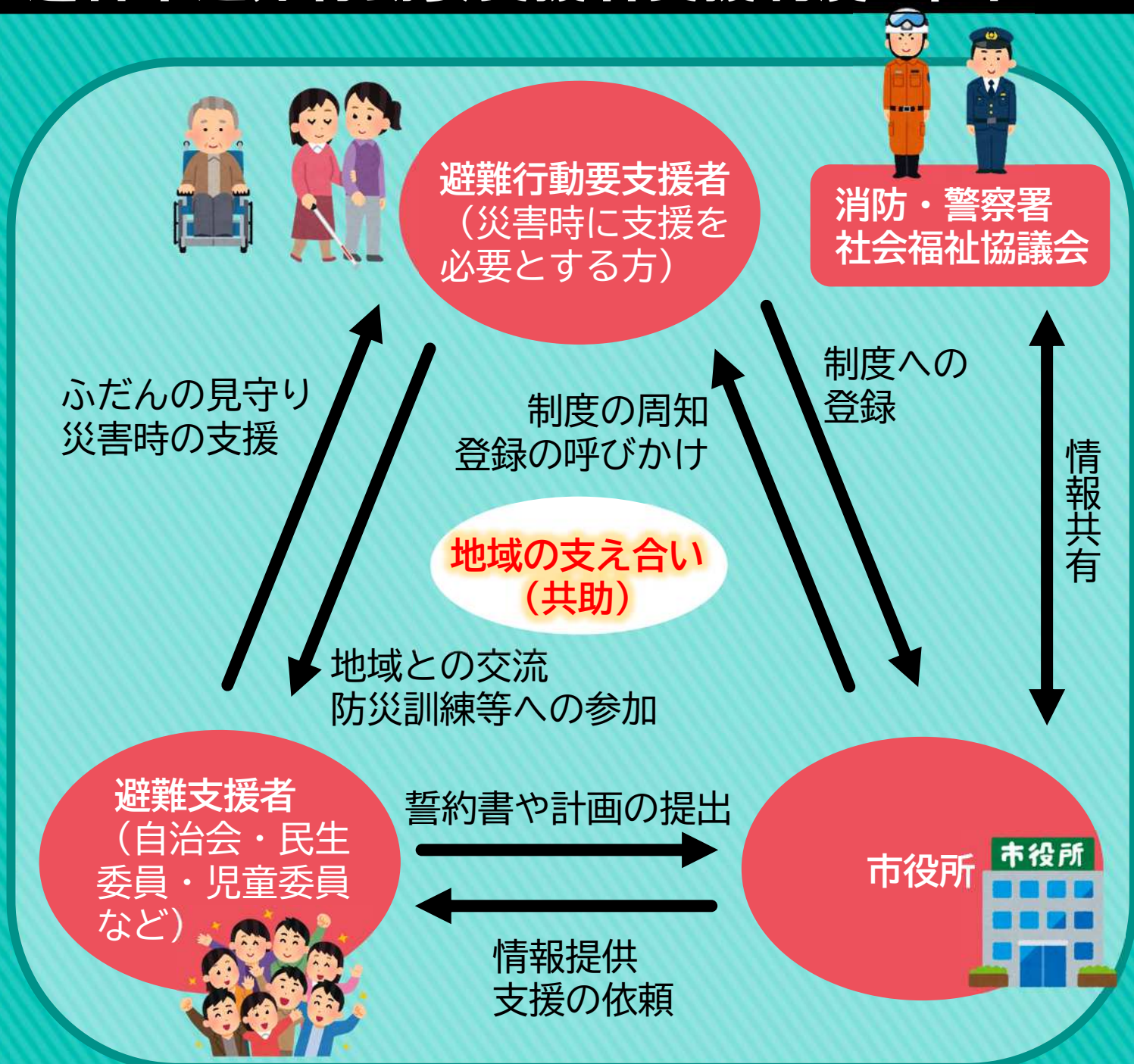
7. 制度の留意事項

この支援活動は、地域の助け合い「共助」のなかでできる範囲で行われます。

登録したからといって、必ず支援を受けられるとは限りません。



越谷市避難行動要支援者支援制度の仕組み



問合せ・申請先

〒343-8501

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所

【登録・申請に関する問合せ】

福祉部 障害福祉課・・・・・・・・・・・・・Tel 963-9164

高齢介護部 地域包括ケア課・・・・・・・・・・・・・Tel 963-9163

高齢介護部 介護保険課・・・・・・・・・・・・・Tel 963-9125

こども家庭部 こども福祉課・・・・・・・・・・・・・Tel 963-9172

保健医療部 感染症保健対策課・・・・・・・・・・・・・Tel 973-7531

【制度に関する問合せ】

福祉部 福祉総務課 (民生・児童委員)・・・・・・・・・Tel 963-9320

危機管理室 (全般)・・・・・・・・・・・・・Tel 963-9285